

# 旅を、もっと幸せに。

入湯税はお客様へのおもてなしに活用されています。

2019年4月1日から別府市の入湯税が変わります。

これからも、入湯税は魅力ある観光地づくりと温泉保護のために活用していきます。

皆様の旅がもっと、もっと幸せになりますように。

私たちは、皆様にまた来たいと思われる温泉地を目指します。

別府市



## 別府市役所より入湯税のご案内

### ■入湯税とは

国の法律(地方税法)と別府市税条例で定められた鉱泉浴場(温泉)の入湯行為に対し入湯客に課せられる税金です。

日本全国では、約980の市町村で課税されています。

### ■入湯税の税額について

入湯税は、標準の税額が1人1日150円で、各市町村で違う税額を定めることができます。

別府市では、観光振興や温泉保護のために、平成31年4月1日から入湯税の引上げを実施しました。

支払っていただく宿泊客等の方から納得される使い方につとめます。

### ■入湯税の使われ方

入湯税は、特定の目的に使われる目的税です。観光振興、温泉保護、消防・環境施設の整備に使われます。特に引上げた部分は、観光振興や温泉保護を目的とした以下の事業に使います。

- ①温泉資源の保護・確保
- ②観光客の快適性確保(ストレスフリー)
- ③観光客の安全・安心の確保
- ④魅力あふれる温泉地づくり(観光客増加のための事業)
- ⑤観光客の受入体制の充実

宿泊料金と飲食料金の合計額(消費税を除く)	税額	うち引上げ部分
1,500円～2,000円	50円	引上げなし
2,001円～4,500円	100円	引上げなし
4,501円～6,000円	150円	引上げなし
6,001円～50,000円	250円	100円
50,001円～	500円	350円
娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場(温泉)を利用するもの	40円	引上げなし

\*1泊2日は1日として計算します。\*7泊8日以上の長期滞在は半額になります。